

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
1	<p>我が国では、少子高齢化、核家族化の進展・単身世帯の増加、晩婚・晩産化及び未婚率の上昇等の社会環境の変化により、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」、子育てと介護を同時期に行う「ダブルケア」、独身者の子どもが同居する親の介護を担う「シングル介護」、18歳未満の子どもが介護を担う「ヤングケアラー」等の介護に関する様々な社会問題が表面化している。</p> <p>また、近年では、医療的ケア児及び高次脳機能障害者等の様々な介護現場の増加、自然災害の頻発及び新型コロナウイルス感染症への対応など、介護者の負担は日増しに増加している状況にある。</p> <p>本県においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の進展をはじめとする社会環境の変化に伴い、介護者の負担のさらなる増加が懸念される一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった規範意識が根強く存在し、これが介護者を孤立させ、抱える悩みを声に出しにくい一因となっている。これらの課題解決を図るため、介護者に対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等が介護者側の問題を理解し、介護者が孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、介護者に対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、誰もが安心して介護や看護、日常生活上の世話その他の援助を行うことができる社会を実現することにより、もって持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	E	<p>「社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった規範意識が強く、一因となっている。」との文章について、この項ではもっと福祉の面から介護についての経過を語った方が良いのではないかと。</p> <p>福祉の基礎構造改革が2000年に始まり、介護制度も措置制度から契約してきた歴史の中で、働く人々の個々の家族負担を減らして地域社会で包摂しながら見守る制度がスタートした。しかしながら、厳しい生活環境におかれた人々もまた同時にある。</p> <p>国内の所得が下位にある県民の中で、自己責任という社会環境の中では、介護者・被介護者への社会制度の救いは届かないこともあり、孤立した人々へ本来すべき行政からのアウトリーチも届かなかった。これらの反省から、地域社会でのソーシャルインクルージョンは大切であることにやっと気づき始めた。</p> <p>私たちは、表に出ない介護についての当事者への支援の想像力を働かせなければ、持続可能な社会づくりへつながらないだろう。お互い様の意識作りと福祉の学び（リカレント教育）の構築は大切である。昔からの言葉「お互い様」＝だれ一人取り残さない社会づくりの合（愛）言葉でもある。</p> <p>「家族が介護するのは当たり前」といった規範意識が強くこれが介護者を孤立させ、抱える悩みを声に出しにくい一因になっている」とあるが、果たしてそうだろうか。新自由主義、自己責任、非正規雇用の増による賃金が上がらない社会環境などの変化は、社会へのつながる支援を求め、周りへ関心を持つ機会が減ってきたのも一因であると考え。また支援者側にもボランティアという言葉が溢れすぎたのも事実である。</p>	<p>いただいたご意見を参考として、今後、ケアラー支援施策の推進に努めてまいります。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
2	<p>我が国では、少子高齢化、核家族化の進展・単身世帯の増加、晩婚・晩産化及び未婚率の上昇等の社会環境の変化により、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」、子育てと介護を同時期に行う「ダブルケア」、独身者の子どもが同居する親の介護を担う「シングル介護」、18歳未満の子どもが介護を担う「ヤングケアラー」等の介護に関する様々な社会問題が表面化している。</p> <p>また、近年では、医療的ケア児及び高次脳機能障害者等の様々な介護現場の増加、自然災害の頻発及び新型コロナウイルス感染症への対応など、介護者の負担は日増しに増加している状況にある。</p> <p>本県においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の進展をはじめとする社会環境の変化に伴い、介護者の負担のさらなる増加が懸念される一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった規範意識が根強く存在し、これが介護者を孤立させ、抱える悩みを声に出しにくい一因となっている。これらの課題解決を図るため、介護者に対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等が介護者側の問題を理解し、介護者が孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、介護者に対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、誰もが安心して介護や看護、日常生活上の世話その他の援助を行うことができる社会を実現することにより、もって持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	B	介護者が孤立しないということを大きな命題として取り上げられていることを高く評価したい。	賛成意見として承ります。

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
3	<p>我が国では、少子高齢化、核家族化の進展・単身世帯の増加、晩婚・晩産化及び未婚率の上昇等の社会環境の変化により、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」、子育てと介護を同時期に行う「ダブルケア」、独身者の子どもが同居する親の介護を担う「シングル介護」、18歳未満の子どもが介護を担う「ヤングケアラー」等の介護に関する様々な社会問題が表面化している。</p> <p>また、近年では、医療的ケア児及び高次脳機能障害者等の様々な介護現場の増加、自然災害の頻発及び新型コロナウイルス感染症への対応など、介護者の負担は日増しに増加している状況にある。</p> <p>本県においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の進展をはじめとする社会環境の変化に伴い、介護者の負担のさらなる増加が懸念される一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった規範意識が根強く存在し、これが介護者を孤立させ、抱える悩みを声に出しにくい一因となっている。これらの課題解決を図るため、介護者に対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等が介護者側の問題を理解し、介護者が孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、介護者に対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、誰もが安心して介護や看護、日常生活上の世話その他の援助を行うことができる社会を実現することにより、もって持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	B	<p>前文で、ケアラー支援の必要性や社会的課題として認識すべきことを記載しているが、ケアラー支援に取り組むにあたり、社会的支援の必要性や位置づけが、的確に把握でき、適切で大変意義がある。併せて、ケアラーの孤立を防ぎ、社会全体で支え、「だれ一人取り残さない」社会を実現すると宣言されていることは、ケアラー支援に向けたポリシーを明らかにするものとして、大変勇気づけられる。</p>	賛成意見として承ります。

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
4	<p>我が国では、少子高齢化、核家族化の進展・単身世帯の増加、晩婚・晩産化及び未婚率の上昇等の社会環境の変化により、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」、子育てと介護を同時期に行う「ダブルケア」、独身者の子どもが同居する親の介護を担う「シングル介護」、18歳未満の子どもが介護を担う「ヤングケアラー」等の介護に関する様々な社会問題が表面化している。</p> <p>また、近年では、医療的ケア児及び高次脳機能障害者等の様々な介護現場の増加、自然災害の頻発及び新型コロナウイルス感染症への対応など、介護者の負担は日増しに増加している状況にある。</p> <p>本県においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の進展をはじめとする社会環境の変化に伴い、介護者の負担のさらなる増加が懸念される一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった規範意識が根強く存在し、これが介護者を孤立させ、抱える悩みを声に出しにくい一因となっている。これらの課題解決を図るため、介護者に対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等が介護者側の問題を理解し、介護者が孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、介護者に対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、誰もが安心して介護や看護、日常生活上の世話その他の援助を行うことができる社会を実現することにより、もって持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	A	<p>前文では、ケアラーではなく、介護者と表記されている。ケアラーという言葉自体知られていない中で苦慮した結果と思うが、これまでの規範意識を超え、高齢者介護だけでなく多様な介護や看護、療育（をしている人）を認識し、支援の必要性を提案している前文なので、ケアラーとした方が良いのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「介護者」については「ケアラー」に改めております。なお、前文については、いただいたさまざまなご意見を踏まえ、修正しております。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
5	<p>我が国では、少子高齢化、核家族化の進展・単身世帯の増加、晩婚・晩産化及び未婚率の上昇等の社会環境の変化により、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」、子育てと介護を同時期に行う「ダブルケア」、独身者の子どもが同居する親の介護を担う「シングル介護」、18歳未満の子どもが介護を担う「ヤングケアラー」等の介護に関する様々な社会問題が表面化している。</p> <p>また、近年では、医療的ケア児及び高次脳機能障害者等の様々な介護現場の増加、自然災害の頻発及び新型コロナウイルス感染症への対応など、介護者の負担は日増しに増加している状況にある。</p> <p>本県においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の進展をはじめとする社会環境の変化に伴い、介護者の負担のさらなる増加が懸念される一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった規範意識が根強く存在し、これが介護者を孤立させ、抱える悩みを声に出しにくい一因となっている。これらの課題解決を図るため、介護者に対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等が介護者側の問題を理解し、介護者が孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、介護者に対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、誰もが安心して介護や看護、日常生活上の世話その他の援助を行うことができる社会を実現することにより、もって持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	B	<p>前文の様々なケアラーの事例の列举中に、親亡き後の不安を抱える「障害児者の親」についても典型事例として追加していただけるとよい。</p> <p>いくつかの調査から、いわゆる高齢者ケアラーと障害児者ケアラーの相違点、特徴点が見えてきている。障害児者ケアラーは、特に「親亡き後への不安」や「将来見通しの無さ」を訴える傾向が強くなっている。ともすれば、「親なんだからケアラーではない」という誤解や思い込みも生じがちである。</p>	<p>前文については、さまざまご意見を踏まえ、修正しております。障害児者ケアラーの視点については、ケアラー支援施策の策定等において、参考とさせていただきます。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
6	<p>我が国では、少子高齢化、核家族化の進展・単身世帯の増加、晩婚・晩産化及び未婚率の上昇等の社会環境の変化により、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」、子育てと介護を同時期に行う「ダブルケア」、独身者の子どもが同居する親の介護を担う「シングル介護」、18歳未満の子どもが介護を担う「ヤングケアラー」等の介護に関する様々な社会問題が表面化している。</p> <p>また、近年では、医療的ケア児及び高次脳機能障害者等の様々な介護現場の増加、自然災害の頻発及び新型コロナウイルス感染症への対応など、介護者の負担は日増しに増加している状況にある。</p> <p>本県においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の進展をはじめとする社会環境の変化に伴い、介護者の負担のさらなる増加が懸念される一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった規範意識が根強く存在し、これが介護者を孤立させ、抱える悩みを声に出しにくい一因となっている。これらの課題解決を図るため、介護者に対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等が介護者側の問題を理解し、介護者が孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、介護者に対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、誰もが安心して介護や看護、日常生活上の世話その他の援助を行うことができる社会を実現することにより、もって持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	A	<p>「介護者が孤立しないよう社会全体で…」の箇所に、「<u>介護者が孤立したり、心身が疲弊することのないよう、社会全体で…</u>」に加筆いただけるとよい。</p> <p>ケアラーに対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等がケアラーに対する理解を深め、ケアラーが孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成していくことが重要だと思う。誰もが安心して介護や看護、日常生活上の世話その他の援助を行うことができる社会になることを期待している。</p> <p>ケアラーは特に、自分自身の健康へのケアが後回しになりがちであり、精神を病んでしまうケースも少なくない。そのために心身の健康をチェックするアセスメントや健康調査などを介護の初期段階から施策として取り入れることが、ケアラー支援を位置づけるために重要な視点と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「心身が疲弊することのないよう」という文言を追加しております。なお、前文については、いただいたさまざまなご意見を踏まえ、修正しております。</p>
7	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。</p>	D	<p>第1条中、「もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる」の次に「（ウェルビーイング）」を追加してはどうか。</p>	<p>追加のご提案のあった「ウェルビーイング」という用語について、カタカナ用語は一般的に定着しているものを使用しておりますので、原案のとおりとしております。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
8	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で豊かな生活を営み、その生活の継続性が損なわれることなく自らの人生を歩むことができるように行われなければならない。</p> <p>2 ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。</p> <p>3 ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。</p>	E	<p>第3条に関連し、ヤングケアラーの件は初めてのアンケート実態調査で300人いるという新聞記事を目にした。学校生活においては、始まる時間に遅れてくる子や週に数回しか来ない子など、教員から見て気にかかる子ども達はカウントされたのだろうか（少なからずこの子どもたちも家庭での負担はあったはずである）。専門家は気が付かないはずはないと思う。学校では先生の意見が強く、SSWの発言力がどのくらいであったのか検証してほしい。</p>	<p>ヤングケアラーへの支援においては、教員のみならず、スクールソーシャルワーカーの関わりも重要です。いただいたご意見は今後のケアラー支援施策の策定等において参考とさせていただきます。</p>
9	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で豊かな生活を営み、その生活の継続性が損なわれることなく自らの人生を歩むことができるように行われなければならない。</p> <p>2 ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。</p> <p>3 ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。</p>	B	<p>第3条第3項に関連し、ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラーに引き続き若者ケアラーへの継続的配慮が必要であることを表現していただけるといいと思う。</p> <p>ヤングケアラーは若者になり大人になっていく。18歳以降の若者ケアラーは、社会的自立に向けた進学や就職において様々な制約を受けている。介護の負担やケアストレスの蓄積により、トラウマなどメンタル面でのサポートが必要になる場合もある。若者期への移行時期に十分な配慮や支援を受ける必要があることにご留意いただければと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、18歳以降の若いケアラーや、ヤングケアラーが18歳となった場合で、教育などの支援を継続して必要としているときなど、それぞれのケアラーが置かれている状況に応じた適切な支援が行われることが重要であると考えております。</p>
10	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラーに関する介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等の制度間の調整を図りつつ、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 県は、ケアラー支援における市町の役割の重要性に鑑み、市町がケアラー支援に関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 県は、第1項の施策を実施するに当たっては、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携を図るものとする。</p>	B	<p>制度間の調整や地域の特性を明記したことは実態を踏まえていると思う。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
11	<p>(市及び町の役割)</p> <p>第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策をその地域の特性に応じて、総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 市及び町は、前項の施策を実施するに当たっては、事業者、関係機関、民間支援団体、県等と相互に連携を図るよう努めるものとする。</p>	B	<p>ケアラー支援を進めるためには市町の果たす役割がとても重要であり、この条文が設置されたことはとても意義がある。</p>	<p>市及び町の役割を定める規定は、検討した結果、素案から削除しておりますが、市及び町の役割の重要性は変わりません。市及び町等の多様な主体と協力・連携のうえ、ケアラー支援施策の推進に努めてまいります。</p>
12	<p>(関係機関の役割)</p> <p>第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、当該ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。</p> <p>3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	D	<p>第8条第3項について</p> <p>私は、両親と祖母を介護した元ケアラーであるが、例えケアが終わっても、ケアしている間に離職したり、転職して非正規等になったり、家族や友人をつくるタイミングを失うなどして、高齢化したうえ貧困や孤立に苦しむ元ケアラーは少なくない。そうした人たちが安心してケア後の自身の生活を再構築するためにも、元ケアラーへの相談支援が不可欠と思う。ケア中だけでなく、ケア後もきちんと個人として尊重され、その生き方を選択できるような支援があるならば、現ケアラーが安心してケアを続けることもできると思う。</p> <p>以上の理由で、できれば条文中に、ケアを終えた者（ポストケアラー）についても、支援該当者として入れ込んでいただければと思う。</p>	<p>ご指摘の、ケアを終えた者（ポストケアラー）についても、支援対象者として条例に規定をとのご意見ですが、本条例においては、ケアラーが安心して介護、看護、日常生活上の世話その他の援助ができるようになるための施策の推進に焦点をあて作成していることにご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>



提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
13	<p>(関係機関の役割)</p> <p>第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、当該ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。</p> <p>3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(教育に関する業務を行う関係機関の役割)</p> <p>第9条 教育に関する業務を行う関係機関は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、当該ヤングケアラーの健康状態、生活環境、教育の機会の確保に係る状況等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。</p> <p>2 教育に関する業務を行う関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	B	<p>第8条第3項及び第9条第2項について</p> <p>「関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。」「教育に関する業務を行う関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。」と規定されているが、日常的に関わりを持つ教育の現場としては、「積極的に関わり早期に発見に努めること」ではないか。何故ならヤングケアラーからは現状を変えようとする発信力、伝聞する力は多くは見受けられないからである。</p>	<p>ご意見のとおり、ヤングケアラーの早期発見のためには、積極的な関わりが必要であり、第9条第1項は、その期待される役割を規定したものです。</p> <p>なお、第9条は文言等を整理し、修正しております。</p>
14	<p>(教育に関する業務を行う関係機関の役割)</p> <p>第9条 教育に関する業務を行う関係機関は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、当該ヤングケアラーの健康状態、生活環境、教育の機会の確保に係る状況等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。</p> <p>2 教育に関する業務を行う関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	C	<p>第9条について、ヤングケアラーを早期発見に努めるものともにとあるが、今までに対象者がいたのに気づけなかったという事実があるのに、今後当該ケアラーにどのようなロジック、アプローチをするのだろうか。教育関係者だけでケアラーに関する学び研修では対応できるのだろうか。</p> <p>子どもにある課題は貧困、シングル、ネグレスト、生活保護、学習修得度、親が難病、養親との関係など。知りえる感性（福祉の専門性）は、授業・クラス運営に時間を取られケアラーまで気遣いしなければならぬと持ち合わせてはいないだろう。</p> <p>生活困窮者の支援は家族が必要としているのに本人が自己責任という言葉に翻弄され気が付かない場合もある。</p> <p>外部からのアウトリーチが届かないSSWを増員するのだろうか。</p> <p>上位の行政担当部署は福祉政策・教育委員会なのか。福祉教育として一つの部にて対応はできないのだろうか。適切な支援機関の社会福祉協議会、包括センターへ委託、または地域の福祉支援者（ボランティア）に無償で依頼するのだろうか。</p> <p>大学では福祉教育のカリキュラムがあり福祉教員を育成するシステムがある。</p>	<p>ヤングケアラーへの支援を行う上で、子どもと日頃接する時間が長い教育関係者の役割は重要です。</p> <p>しかし、家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、子どもの心身の健やかな育ちのためには、教育関係者だけではなく、関係機関・団体などが連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められています。</p> <p>このような視点にたち、厚生労働省から出された「多機関・多職種連携によるヤングケアラーマニュアル」も活用しながら、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげてまいりたいと考えております。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
15	<p>(ケアラー支援推進計画)</p> <p>第10条 県は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) ケアラー及びヤングケアラー支援に関する基本方針</p> <p>(2) ケアラー及びヤングケアラー支援に関する具体的施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー及びヤングケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。</p>	A	<p>ヤングケアラーはケアラーの一部だと考える。だとすると、「ケアラー及びヤングケアラー」という表現は全体と一部を並べているので、おかしい表現と思う。「ケアラー」だけで、ヤングケアラーも含まれるはずである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のように修正いたします。</p> <p>(ケアラー支援推進計画)</p> <p>第10条 県は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの現状を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) ケアラー支援に関する基本方針</p> <p>(2) ケアラー支援に関する具体的施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項</p>
16	<p>(広報及び啓発)</p> <p>第11条 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、ケアラー自身が、自らの置かれている状況について正しく理解したうえで、適切な支援を求めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、県民等、事業者、関係機関、民間支援団体等が、ケアラーが置かれている状況、ケアラー支援の方法等のケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	B	<p>第11条第1項は、ケアラー自身の気づきのための広報活動及び啓発活動について明記されています。とても重要な条文である。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
17	<p>(人材の育成)</p> <p>第12条県は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	C	<p>第12条には、研修で補うように規定されているが、具体的な内容が規定されていない。パブリックコメント募集の場合、概論と併せて具体的な提案、推進事例がなければ意見、提案などできない。具体的に動くのは県民、市民、ボランティアである。理解を得るために何が出来るのか。研修は誰を対象に、どのような人から、どのような施策を行うのか。例えば年間計画や資格の有無、もう少し事例、研究課題などあればよい。</p> <p>県内には3～4つの福祉関係大学がある。また、大学とも行政は地域包括連携協定を締結している。このようなケアラー支援者人材育成について、大学が持つ専門性・知見を科目等履修生・聴講生として必要な学びを提起してみてはどうか。児童福祉・児童心理、社会保障論、障害者福祉、医学概論、公的扶助論、精神保健、成年後見論、認知症の理解、障がい者支援、福祉・家族法制論等、生活困窮者自立支援制度などケアラーに必要な知見を修得することが可能ではないか。</p> <p>これらの中から主に必要な科目をチョイスしケアラー支援者の学びサポートとしてみたら社会貢献者活動としてアイデンティティ生き甲斐も出てくるだろう。また、これに収入があればもっと良い持続可能な仕組みとなる。ドイツでは家庭内の家族介護であってもその家族に対して労働の対価を支払う。</p> <p>デンマークでは医療、介護者の準公務員制度もある。介護、ケアラー支援は社会的な地域福祉とらえ仕組み作りが急がれる。障害者サポート、認知症サポート、学習支援サポート、市民後見人制度の育成というんなサポートを求められる時代である。市民の地域福祉推進者（総合的な知見を持つ人）などボランティアに依存しなくても良い仕組みを検討してほしい。</p> <p>それにこたえることのできる人は一部である。みんな高齢者となっても働いている。地域福祉教育、実践者の人材育成計画作りが喫緊の課題と私は思う。その一つとして大学利用（リカレントの学び直し）もありえる。学部入学が困難であれば科目履修、聴講生として学費の費用は公的負担1/3本人1/3大学1/3になれば福祉専門課程を学べる。（国からの法定受託事務になれば財政支援もあるはず）関係団体の社会的制度、資源を互いに利用しよう。それとも従来の関係機関の組織（社協・包括センター）に上乗せさせてするのか。細部にわたる絵図面のロードマップと責任部署等の設置を希望する。</p> <p>行政が本当にケアラーに対して取り組みをされるのかどうかこれらの動きで評価される。介護者が孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成とすることが重要とある。企業・法人についても求められる条例になるだろう。企業への働きかけはどうするのだろうか。</p> <p>支援者が企業の一員・職員であったとしても（例えば50人以上の職場には2種労働衛生管理者設置義務があるので担当者を通じての広報・告知は条例の普及につながるだろう）企業側にとってもCSVの一環で社会的役割を果たしているというイメージを出せることは願わずけることではないか。</p> <p>対象者は募集する。リカレントの学び直しの対象は定年退職者、中途退職者、介護、医療関係退職者、子育て終了者、社会福祉主事任用者、民生委員、福祉経験など教育関係者とは違う感覚、傾聴アプローチもできるのではないか。</p>	<p>具体的なケアラー支援施策については、実態調査を実施し、有識者による会議での議論を経たうえで推進計画に盛り込んでいくこととしており、そのために本条例の制定を目指しております。</p> <p>いただいたご意見を参考としながら、今後、ケアラー支援施策の推進に努めてまいります。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
18	<p>(人材の育成)</p> <p>第12条 県は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(体制の整備)</p> <p>第13条 県は、ケアラー支援を適切に実施するため、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び県、市町、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。</p>	C	<p>高齢の両親と同居で、子が障害を持つ夫婦でのケースでは、介護保険、障害者（児）福祉サービス、児童福祉サービスなど多角的に家族全体を支援する必要がある。</p> <p>介護保険サービスはケアマネジャー、障害福祉サービスは相談支援専門員に、制度ごとに別々に相談することが現状のようである。</p> <p>もちろん、ケアマネジャーは高齢者福祉、相談支援専門員は障害者福祉の専門職であり、それぞれの分野で当事者家族に寄り添って、親身になって対応している。</p> <p>私の知っている限り、要介護に認定された親等の相談は居宅介護支援事業所（要支援は地域包括支援センター）、障害を持つ子どもの相談は相談支援事業所と2か所の窓口とやり取りをすることになる。</p> <p>子育てと介護を同時期に行う「ダブルケア」の当事者家族からするとそれぞれの制度を知り、サービス事業所の見学、選定、重要事項の説明を受けて、契約を結ぶことなどやり取りをするのは、大変だと思う。</p> <p>そのため、高齢者福祉と障害福祉（または児童福祉）の複数同時に対応できるスタッフの方がおり、連絡の窓口も一本化して、きめ細やかなサービス提供につながってくれば、これだけでも大いに負担軽減につながり、結果的にケアラー等の問題解決に少しでも近づけるのではないかと考える。</p> <p>最後に、医療における診療科の一つに「総合診療科」というものがある。インターネットで調べると説明の中に特徴として、「領域にとどまらない幅広く豊富な医療知識と正確な身体所見をとる技術が必要とする。」とあった。</p> <p>福祉における部門でも総合的な窓口として同じような機関があり、家族全体を考慮した適切なサービス支援が行われていくことを切に願いたい。</p>	<p>いただいたご意見を参考として、今後、ケアラー支援施策の推進に努めてまいります。</p>
19	<p>(体制の整備)</p> <p>第13条 県は、ケアラー支援を適切に実施するため、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び県、市町、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。</p>	D	<p>第13条に、担当部署や協議体の設置を明記するとよい。</p> <p>ケアラーへの支援のためには、総合的多角的な対応が必要になる。県にも、ケアラー・ヤングケアラー自身や、関係者、市町などから様々な相談等が寄せられると思う。支援課題は複数の部署にわたり、連携や調整が必須である。多様な関係者が関わる半面、責任があいまいになりかねない。推進役が不明瞭にならないよう、とりまとめ担当部署や会議体を設置する必要があると思われる。</p>	<p>具体的な連携協力体制の整備にあたっては、関係者間との調整・合意が必要なことから、条例には規定せず、原案のとおりとしております。なお、条例施行後は、緊密な連携協力体制整備のため、県の担当部署を明確にし、複数の部署で連携や調整を図るよう努めてまいります。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
20	その他	E	<p>パブリックコメント募集期間について、期間は7月29日から8月12日までとあるが、県民へ広く意見を聴く期間としてはどうか。行政手続法45条では30日以上に渡り広く意見を求めるとある。やむを得ない場合は事由の際は理由を明らかにしなければならないとある（40条）。</p>	<p>行政手続法は、行政機関が命令等を定める際の意見公募について定めているところ、本件条例（案）のように、県民の代表者である議会が提案する場合の手続きについては定めがないところとある。</p> <p>そのため、意見公募の期間については、案件毎に必要な期間を決定しておりますが、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本件については、パブリックコメント以外においても、関係団体との意見交換、意見照会などを実施し、よりよい条例となるよう努めております。</p>
21	その他	B	<p>条例案では各機関について責務等で明記されており異論はないが、職員の役割等も記載して欲しい。</p> <p>具体的な役割として、児童、生徒の各学校での情報把握が大切である。教職員は子供達の状態を近くで見て異変を感じとることが出来る。</p> <p>各学校での情報を収集するシステムも必要であり、ペーパー上のデータだけでなく生の声を集めることが大切である。</p> <p>教育機関で不足する部分もあり、社会福祉士等の専門の方に依頼してみてもどうか。</p> <p>児童、生徒の相談窓口として、養護教諭が適任かと思う。是非子供達の心と身体が健康で学びが出来る様にしていきたい。期待している。</p>	<p>機関とは、個別の「教職員」を含む組織体を指しています。</p> <p>ご意見のとおり、ヤングケアラーへの支援を行う上で、子どもと日頃接する時間が長い教育関係者の役割は重要です。</p> <p>しかし、家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、子どもの心身の健やかな育ちのためには、教育関係者だけではなく、関係機関・団体などが連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められています。</p> <p>このような視点にたち、厚生労働省から出された「多機関・多職種連携によるヤングケアラーマニュアル」も活用しながら、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげてまいりたいと考えております。</p>
22	その他	E	<p>どうして「介護者」ではなく「ケアラー」なのか。「介護者」とすれば、なぜダメなのか。</p>	<p>子どもがその兄弟の世話をを行う場合など、「介護者」では捉えられない広いケースも対象としており、「ケアラー」と定義しております。</p>

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

順番	条 文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
23	その他	B	「民間支援団体」をうまく活用して欲しいと願っている。支援団体がより活躍しやすい環境づくりも大切な行政の役割だと考える。	民間支援団体等の多様な主体と協力・連携のうえ、ケアラー支援施策の推進に努めてまいります。
24	その他	B	この条例案では理念が書かれている。次の「推進計画」がどのように定められるかが大切な点だと思います。	賛成意見として承ります。 なお、推進計画は、条例施行後、実態調査の実施や有識者会議での議論を踏まえ、策定してまいります。
25	その他	B	長崎県議会での条例制定の取り組みに対し、心から敬意を表す。 法律も制定されておらず、全国の条例化もいまだ10自治体程度の中、ケアラー支援の必要性を社会的に認知し、具体的な支援施策実施のための条例を制定するという英断に大変心強く、勇気づけられる思い。また、全国の自治体条例化や法制化に向けた取り組みに、新たな一石を投じていただけるものと思う。	賛成意見として承ります。
26	その他	B	条文には、ケアラー支援計画策定が明記されている。ケアラー・ヤングケアラー当事者や県民参加で計画が策定され、実施され、評価され、ケアラー支援が進化していくことを期待する。また、実際の支援の流れが重要と思う。 ケアラー・ヤングケアラーの発見、アセスメントや相談支援、サービス提供、評価等、それらを担う人材、それらが上手く機能するための仕組みや拠点が求められる。ケアする人もされる人も幸せな長崎県に期待している。	賛成意見として承ります。いただいたご意見を参考として、今後、ケアラー支援施策の推進に努めてまいります。